

8 医務第 1 5 2 - 1 号
令和 8 年 4 月 1 3 日

各 保 健 所 長 殿

保 健 医 療 局 長

「ヒトES細胞の使用に関する指針」及び「ヒトiPS細胞又は
ヒト組織幹細胞からの生殖細胞の作成を行う研究に関する指針」
等の一部改正について（通知）

このことについて、令和8年4月1日付け7文科振第1378号、医政研発0401第1号及び医薬審発0401第1号で、文部科学省研究振興局長、厚生労働省医政局研究開発政策課長及び厚生労働省医薬局医療機器審査管理課長から別紙のとおり通知がありましたので、御承知くださるとともに、管内の医療機関へ周知をお願いします。

なお、公益社団法人愛知県医師会、一般社団法人愛知県歯科医師会、一般社団法人愛知県薬剤師会、一般社団法人愛知県病院協会、公益社団法人愛知県助産師会及び愛知県産婦人科医会には、別に通知しております。

担 当 健康医務部医務課医務グループ（清水）
電 話 052-954-6274（ダイヤルイン）
メー ル imu@pref.aichi.lg.jp